

山梨県公安委員会規則第3号

山梨県銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月14日

山梨県公安委員会

委員長 小 俣 二 也

山梨県銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

山梨県銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則（平成21年山梨県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に改める。

附 則

この規則は、令和4年3月15日から施行する。

山梨県銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の  
診断を行う医師の指定に関する規則新旧対照表

新	旧																				
<p>(医師の指定) 第1条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項の診断を行う医師の指定は、次の表の上欄に掲げる対象者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる医師のうちから行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">診断の対象者</th> <th style="text-align: center;">医師</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">診断の対象者</th> <th style="text-align: center;">医師</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 法第5条第1項第3号の銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年制令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者</td> <td>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2・3 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 略</p>	診断の対象者	医師	略	略	診断の対象者	医師	1 法第5条第1項第3号の銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年制令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師	2・3 略	略	<p>(医師の指定) 第1条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項の診断を行う医師の指定は、次の表の上欄に掲げる対象者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる医師のうちから行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">診断の対象者</th> <th style="text-align: center;">医師</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">診断の対象者</th> <th style="text-align: center;">医師</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 法第5条第1項第3号の銃砲又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年制令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者</td> <td>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2・3 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 略</p>	診断の対象者	医師	略	略	診断の対象者	医師	1 法第5条第1項第3号の銃砲又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年制令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師	2・3 略	略
診断の対象者	医師																				
略	略																				
診断の対象者	医師																				
1 法第5条第1項第3号の銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年制令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師																				
2・3 略	略																				
診断の対象者	医師																				
略	略																				
診断の対象者	医師																				
1 法第5条第1項第3号の銃砲又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年制令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師																				
2・3 略	略																				